

# 肝炎、肝がん・重度硬変等の医療費等の助成制度におけるマイナンバーを用いた情報連携の活用による申請手続の簡素化

マイナンバーを用いた情報連携により各種情報を取得・確認することにより、従来提出を必要としていた添付書類の省略が可能となる。肝炎、肝がん・重度肝硬変等の医療費等の助成制度における情報連携については、令和7年6月より「試行運用（※）」を行ってきたところ、令和8年4月以降、準備の整った都道府県から、順次「本格運用」を開始。

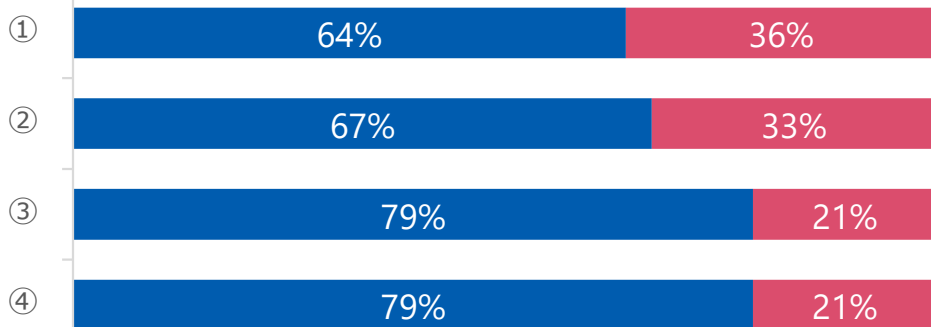
(※) 申請者等から従来どおり添付書類の提出を受けた上で、情報提供ネットワークシステムを使用した事務処理の結果と従来の添付書類を用いた事務処理との間で齟齬がないか確認・検証するもの

## 対象事業

- ①初回精密検査費用の助成
- ②定期検査費用の助成
- ③肝炎治療特別促進事業
- ④肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

## 各都道府県における導入（試行運用開始）予定

■ 令和8年度までに導入予定 ■ 令和9年度以降導入予定



(※令和8年2月アンケート結果より)

## 【活用イメージ】

